

## 令和5年度湯河原町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を別紙のとおり報告する。

令和6年9月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

別紙

令和5年度湯河原町健全化判断比率

(単位 %)

区 分	本 町 の 比 率	早 期 健 全 化 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (4.73)	14.41
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (23.51)	19.41
実 質 公 債 費 比 率	7.1	25.0
将 来 負 担 比 率	65.7	350.0

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- 2 ( ) 内は実質黒字の比率

## 湯河原町健全化判断比率対前年度比較

区 分	令和 5 年度 (A)	令和 4 年度 (B)	増 減 (A)-(B)
実 質 赤 字 比 率	— (4.73%)	— (8.66%)	— (△3.93)
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (23.51%)	— (27.52%)	— (△4.01)
実 質 公 債 費 比 率	7.1%	6.0%	1.1
将 来 負 担 比 率	65.7%	66.9%	△1.2

## 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- 2 ( ) 内は実質黒字の比率



6 湯 監 第 24 号  
令和 6 年 8 月 27 日

湯河原町長 内 藤 喜 文 様

湯河原町監査委員 熊 谷 輝 美

湯河原町監査委員 山 本 俊 明

令和 5 年度湯河原町健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 5 年度湯河原町健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

## 令和5年度湯河原町健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期日

令和6年7月26日

### 3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	本 町 の 比 率	早 期 健 全 化 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (4.73)	14.41
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (23.51)	19.41
実 質 公 債 費 比 率	7.1	25.0
将 来 負 担 比 率	65.7	350.0

### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- 2 ( ) 内は実質黒字の比率